

清涼飲料水に関する規格基準等の比較

1 ミネラルウォーターに関する定義の比較

ミネラルウォーター類 (食品衛生法)	ナチュラルミネラルウォーター (コーデックス)	ボトルド・パッケージドウォーター (コーデックス)
<p>水のみを原料とする清涼飲料水であり、鉱水のみのも、二酸化炭素を注入したもの、カルシウム等を添加したもの等、清涼飲料水の原水基準のうち臭気、味、色度及び濁度に関する規定を満たすもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミネラルや微量成分によって特徴づけられる ・ 汚染から保護された源泉の地下から直接採水されたもの ・ 自然の変動の範囲内で成分が一定で、湧出量や採水温度が安定している ・ 源泉の微生物的純粋性及び化学的本質成分を保って採水されたもの ・ 源泉のすぐ近くで衛生的に包装されたもの ・ この規格で認められていること以外の処理をしていない 	<p>ナチュラルミネラルウォーター以外の人々が消費するための水であり、天然あるいは意図的に加えられたミネラルや二酸化炭素は含有しても良いが、砂糖、甘味料、香料及びその他の原材料を含んではならない。</p>

2 基準値等の比較

別紙参照

(単位 mg/L)

	項目	区分	食品衛生法(原水)		コーデックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	備考
			ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラルウォーター	ボトルド・パッケージドウォーター			
1	一般細菌	微生物	100	100	病原微生物が不検出	病原微生物が不検出	100		CFU/ml
2	大腸菌群	微生物	不検出	不検出	別途	不検出	不検出	不検出	
3	カドミウム	無機物	0.01	0.01	0.003	0.003	0.01	0.003	
4	水銀	無機物	0.0005	0.0005	0.001	0.001	0.0005	0.001	
5	セレン	無機物	0.01		0.01	0.01	0.01	0.01	
6	鉛	無機物	0.05	0.1	0.01	0.01	0.05(0.01予定)	0.01	
7	バリウム	無機物	1		0.7	0.7		0.7	
8	ヒ素	無機物	0.05	0.05	0.01	0.01	0.01	0.01	
9	六価クロム	無機物	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	
10	シアン	無機物	0.01	0.01	0.07	0.07	0.01	0.07	
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	無機物	10	10	硝酸:50 亜硝酸:0.02	硝酸:50 亜硝酸:3(慢性)	10(亜硝酸:監視項目として0.05)	硝酸:50 亜硝酸:3(慢性)	
12	フッ素	無機物	2	0.8	別途	1.5	0.8	1.5	
13	ホウ素	無機物	30(ホウ酸)		5	0.5	1(監視項目)	0.5	
14	亜鉛	無機物	5	1			1		
15	銅	無機物	1	1	1	2	1	2	
16	マンガン	無機物	2	0.3	0.5	0.5	0.05	0.5	
17	有機物等	有機物	12	10			10		
18	硫化物	無機物	0.05						
19	有機リン	有機物		0.1					
20	鉄	無機物		0.3			0.3		
21	塩素イオン	無機物		200			200		
22	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	無機物		300			300		
23	蒸発残留物			500			500		
24	陰イオン界面活性剤			0.5			0.2		
25	フェノール類	有機物		0.005			0.005		
26	pH値			5.8-8.6			5.8-8.6		
27	味			異常でないこと			異常でないこと		
28	臭気			異常でないこと			異常でないこと		
29	色度			5度以下			5度以下		
30	濁度			2度以下			2度以下		
31	アンチモン	無機物			0.005	0.005	0.002(監視項目)	0.005	
32	ニッケル	無機物			0.02	0.02	0.01(監視項目)	0.02	

(単位 mg/L)

	項目	区分	食品衛生法(原水)		コーデックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	備考
			ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラルウォーター	ボトルド・パッケージドウォーター			
33	四塩化炭素	有機物				0.002	0.002	0.002	
34	1,2-ジクロロエタン	有機物				0.03	0.004	0.03	
35	1,1-ジクロロエチレン	有機物				0.03	0.02	0.03	
36	ジクロロメタン	有機物				0.02	0.02	0.02	
37	シス-1,2-ジクロロエチレン	有機物				0.05(1,2-として)	0.04(トランスは監視項目として)	0.05(1,2-として)	
38	テトラクロロエチレン	有機物				0.04	0.01	0.04	
39	1,1,2-トリクロロエタン	有機物					0.006		
40	トリクロロエチレン	有機物				0.07	0.03	0.07	
41	ベンゼン	有機物				0.01	0.01	0.01	
42	クロホルム	消毒副生成物				0.2	0.06	0.2	
43	ジブロモクロロメタン	消毒副生成物				0.1	0.1	0.1	
44	ブロモジクロロメタン	消毒副生成物				0.06	0.03	0.06	
45	ブロモホルム	消毒副生成物				0.1	0.09	0.1	
46	総トリハロメタン	消毒副生成物					0.1		
47	1,3-ジクロロプロペン	農薬				0.02	0.002	0.02	
48	シマジン	農薬				0.002	0.003	0.002	
49	チラウム	農薬					0.006		
50	チオベンカルブ	農薬					0.02		
51	トリウム	無機物					200		
52	1,1,1-トリクロロエタン	有機物				2	0.3	2	

53	モリブデン	無機物				0.07	0.07(監視項目)	0.07	
54	ウラン	無機物				0.002	0.002(監視項目)	0.002	
55	塩化ビニル	有機物				0.005		0.005	
56	トルエン	有機物				0.7	0.6(監視項目)	0.7	
57	キシレン	有機物				0.5	0.4(監視項目)	0.5	
58	エチルベンゼン	有機物				0.3		0.3	
59	スチレン	有機物				0.02		0.02	
60	ベンゾ(a)ピレン	有機物				0.0007		0.0007	
61	モノクロベンゼン	有機物				0.3		0.3	
62	1,2-ジクロロベンゼン	有機物				1		1	
63	1,3-ジクロロベンゼン	有機物				0.3		0.3	
64	1,4-ジクロロベンゼン	有機物				0.3	0.3(p-として監視項目)	0.3	
65	トリクロロベンゼン類(合計値)	有機物				0.02		0.02	
66	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	有機物				0.08		0.08	

(単位 mg/L)

	項目	区分	食品衛生法(原水)		コーデックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	備考
			ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラルウォーター	ボトルド・パッケージドウォーター			
67	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	有機物				0.008	0.06(監視項目)	0.008	
68	アクリルアミド	有機物				0.0005		0.0005	
69	エピクロヒドリン	有機物				0.0004		0.0004	
70	ヘキサクロロブタジエン	有機物				0.0006		0.0006	
71	EDTA	有機物				0.6		0.6	
72	NTA	有機物				0.2		0.2	
73	酸化トリプチルス	有機物				0.002		0.002	
74	ミクロシチン	有機物				0.001		0.001	
75	アラコル	農薬				0.02		0.02	
76	アルデカルブ	農薬				0.01		0.01	
77	アルドリノ/テイルトリン	農薬				0.00003		0.00003	
78	アトラジン	農薬				0.002		0.002	
79	ベンタゾン	農薬				0.3	0.2(監視項目)	0.3	
80	カルボフラン	農薬				0.007	0.005(監視項目)	0.007	
81	クロルデン	農薬				0.0002		0.0002	
82	クロロトルエン	農薬				0.03		0.03	
83	シアナジン	農薬				0.0006		0.0006	
84	DDT	農薬				0.002		0.002	
85	1,2-ジブプロモ-3-クロロブロバン	農薬				0.001		0.001	
86	1,2-ジブプロモエタン	農薬				0.0004		0.0004	
87	2,4-D	農薬				0.03	0.03(監視項目)	0.03	
88	1,2-ジクロロブロバン	農薬				0.04	0.06(監視項目)	0.04	
89	ジクワット	農薬				0.01		0.01	
90	ヘプタクロル・ヘプタクロルエホキッド	農薬				0.00003		0.00003	
91	ヘキサクロロベンゼン	農薬				0.001		0.001	
92	イソプロチオラン	農薬				0.009		0.009	
93	リンデン	農薬				0.002		0.002	
94	MC暫定A	農薬				0.002		0.002	
95	メキシコル	農薬				0.02		0.02	
96	トラコル	農薬				0.01		0.01	
97	モリネート	農薬				0.006		0.006	
98	ベンディメタリン	農薬				0.02		0.02	
99	ヘンタクロロフェノール	農薬				0.009		0.009	
100	ヘルメスリン	農薬				0.02		0.02	
101	ブメハニル	農薬				0.02		0.02	
102	ビリデート	農薬				0.1		0.1	
103	トリフルラリン	農薬				0.02		0.02	

(単位 mg/L)

	項目	区分	食品衛生法(原水)		コーデックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	備考
			ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラルウォーター	ボトルド・パッケージドウォーター			
104	2,4-DB	農薬				0.09		0.09	
105	シクロプロップ	農薬				0.1		0.1	
106	フェノプロップ	農薬				0.009		0.009	
107	メコプロップ	農薬				0.01		0.01	
108	2,4,5-T	農薬				0.009		0.009	
109	TBA	農薬				0.007		0.007	
110	モノシートリクロミン	消毒剤				3		3	
111	塩素	消毒剤				5		5	
112	臭素酸	消毒剤				0.025		0.025	
113	亜塩素酸	消毒剤				0.2	0.6(監視項目)0.6 二酸化塩素	0.2	
114	2,4,6-トリクロロフェノール	消毒副生成物				0.2		0.2	
115	ホルムアルデヒド	消毒副生成物				0.9	0.08(監視項目)	0.9	
116	ブロモホルム	消毒副生成物				0.1		0.1	
117	シクロ酢酸	消毒副生成物				0.05	0.02(監視項目)	0.05	
118	トリクロ酢酸	消毒副生成物				0.1	0.3(監視項目)	0.1	
119	抱水クロール	消毒副生成物				0.01	0.03(監視項目)	0.01	
120	シクロアセトリル	消毒副生成物				0.09	0.08(監視項目)	0.09	
121	ジクロアセトリル	消毒副生成物				0.1		0.1	
122	トリクロアセトリル	消毒副生成物				0.001		0.001	
123	塩化シアン(シアンとして)	消毒副生成物				0.07		0.07	
124	全アルファ放射能	放射性物質				0.1		0.1	Bq/L
125	全ベータ放射能	放射性物質				1		1	Bq/L
126	イソキサチオン	農薬					0.008(監視項目)		
127	ダイアジノン	農薬					0.005(監視項目)		
128	フェントチオン	農薬					0.003(監視項目)		
129	イソプロチオラン	農薬					0.04(監視項目)		
130	クロロニル	農薬					0.05(監視項目)		
131	プロピザミド	農薬					0.05(監視項目)		
132	シクロホス	農薬					0.008(監視項目)		
133	フェノカルブ	農薬					0.03(監視項目)		
134	クロルニトロフェン	農薬					0.005(監視項目)		
135	イプロベンホス	農薬					0.008(監視項目)		
136	EPN	農薬					0.006(監視項目)		
137	トリクロピル	農薬					0.006(監視項目)		

(単位 mg/L)									
	項目	区分	食品衛生法(原水)		コーデックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	備考
			ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラルウォーター	ボトルド・パッケージドウォーター			
138	2,3,7,8-TCDD(ダイオキシン)						1pgTEQ/L(監視項目)		